

医療法人社団敬仁会 介護医療院添え木『Ⅱ型介護医療院施設サービス費（Ⅲ）（ii）』利用料金表

☐ 介護保険地域区分 塩尻市 7等級地（単価）	10.14円
☐ 介護保険自己負担分は、介護保険負担割合証に記載の1～3割負担となります。	
ご自宅に届く『介護保険負担割合証』に記載されています	

（1）入所施設サービス費（介護保険対象）

サービス費	要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
	(1日あたり)	759単位	855単位	1,064単位	1,154単位	1,234単位	

（2）介護医療院サービス費 加算表（介護保険対象）

加算名等	単位	発生単位	対象者	説明（取得要件等）
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	1日	全員	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上を 占めていること
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	4.7%		全員	資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備。改善後の賃金年額440万以上が1人以上。職場環境の更なる改善、見える化。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60単位	月	全員	入所者ごとのA D L 値、栄養状態、認知症の状況、疾病や服薬の情報等を厚労省に提出する。
安全対策体制加算	20単位	1回	全員	入所時1回。外部の研修を受けた職員が配置され、施設内に安全対策部門を設置。
栄養マネジメント強化加算	11単位	1日	全員	低栄養リスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同で栄養ケア計画を作り、週3回以上食事の観察調整を行う。
在宅復帰支援機能加算	10単位	1日	個別	在宅へ退所するに当たり、家族との連絡調整、サービス事業所との連携・調整を行っている
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位	月	全員	第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保すること。院内感染対策に関する研修または訓練に年1回参加。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位			診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている
初期加算	30単位	1日	個別	入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要を行う
試行的退所サービス費	800単位	1日	個別	退所が見込まれる方を居宅において試行的に退所し、居宅サービスを提供する場合、1ヶ月に6日を限度に施設サービス費に変えて算定（外泊の初日・最終日以外）
他科受診時費用	362単位	1日	個別	専門的な診療が必要になり他院に受診した場合に、1ヶ月に4日を限度に施設サービス費に変えて算定する
外泊時費用	362単位	1日	個別	外泊をした場合に1月に6日を限度としてサービス費に代えて1日362単位を算定する
再入所時栄養連携加算	200単位	1回	個別	再度介護医療院に入所した場合に、事前に入院先の管理栄養士と連携をとった場合
退所前訪問指導加算	460単位	1回	個別	退所前に居宅へ訪問し家族等へ指導をした場合
退所後訪問指導加算	460単位	1回	個別	退所後に居宅へ訪問し家族等へ指導をした場合
退所時指導加算	400単位	1回	個別	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居 宅において療養を継続する場合、退所時に入所者 及び家族に、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 500	1回	個別	(Ⅰ) 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の提供を行った場合。
	(Ⅱ) 250			(Ⅱ) 医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関へ入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の提供を行った場合。
退所前連携加算	500単位	1回	個別	居宅介護支援事業者に対して、診療状況を文書で 情報提供し、居宅サービスの調整を連携して行なった場合
訪問看護指示加算	300単位	1回	個別	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対して医師の指示書を発行した場合
協力医療機関連携加算	50単位	1回	個別	病状が急変した場合等、医師又は看護職員が対応を行う体制を常時確保している。診療を行う体制を常時確保している。入院を要すると認められた場合原則として受け入れる体制を確保しているこ
療養食加算	6単位	1食	個別	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合、1日3回を限度として算定可能
緊急時治療管理	518単位	1日	個別	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定

☐ 特別診療費（単価）	10円
------------------------------------	-----

（3）介護医療院サービス費 特別診療費（介護保険対象）

加算名等	単位	発生単位	対象者	対象・備考
感染対策指導管理	6単位	1日	全員	施設全体として常時感染対策を取っている場合
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6単位	1日	全員	寝たきり度ランクB以上に該当する入所者について、常時褥瘡対策をとっている場合
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10単位	1月	全員	(Ⅰ) の基準を満たしており、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に、褥瘡の発生がないこと。厚労省にデータ提出

初期入院診療管理	250単位	1回	個別	入所に際して医師が必要な診察、検査を行い診療方針を定め文章で説明を行った場合に入所中1回算定可能。総合的な診療計画書が必要
医学情報提供（Ⅰ）	220単位	1回	個別	退所時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に情報提供を行った場合に算定可能
医学情報提供（Ⅱ）	290単位	1回	個別	退所時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に情報提供を行った場合に算定可能
理学療法（Ⅰ）	123単位	1回	個別	常勤の理学療法士または作業療法士が勤務している場合
理学療法 減算	70/100	1日	個別	4ヶ月以上経過し、11回目以降の理学療法を実施。4ヶ月以降かつ11単位目より減算
リハビリ強化体制加算	35単位	1回	個別	理学療法士2名以上配置し、理学療法（Ⅰ）を行った場合、1回につき35単位算定。
短期集中リハビリテーション	240単位	1日	個別	入所した日から3ヶ月間算定可能。理学療法等との同時算定は不可。週に概ね3回以上のリハビリを実施。
認知症短期集中リハビリテーション	240単位	1日	個別	認知症利用者に入所した日から3ヶ月以内算定可能。理学療法等との同時算定は不可。週に3回を限度として算定。
摂食機能療法	208単位	1日	個別	摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数をさんている。
言語聴覚療法	203単位	1回	個別	言語聴覚士と利用者が1対1で20分以上訓練を行った場合、1日3回に限り算定
言語聴覚療法 減算	70/100	1日	個別	4ヶ月以上経過し、11回目以降の言語聴覚療法を実施。4ヶ月以降かつ11単位目より減算
理学療法、作業療法又は言語療法に係る加算	33単位	月	個別	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハ計画書を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリの質を管理している。入所者ごとに計画書を作成し情報を厚労省に提出。

（A）食費、居住費 自己負担額（介護保険対象外）

	所得区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	(食費内訳)	
	(1日あたり)	300円	390円	650円	1,360円	1,750円		
食費	月額(30日)	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	52,500円	朝食	500円
	(1日あたり)	0円	430円	430円	430円	440円	昼食	650円
居住費	月額(30日)	0円	12,900円	12,900円	12,900円	13,200円	夕食	600円
	(1日あたり)	300円	820円	1,080円	1,790円	2,190円		
合計	月額(30日)	9,000円	24,600円	32,400円	53,700円	65,700円		

負担額 減額対象者区分	
第1段階	市町村民税 世帯非課税の老齢福祉年金受給者または生活保護者
第2段階	市町村民税 世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税 世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第3段階②	市町村民税 世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が120万円超など
第4段階	上記以外の方

利用料金の目安

(令和6年6月1日現在)

□介護保険地域区分 塩尻市 7等級地 (単価)	10.14円
□介護保険自己負担分は、介護保険負担割合証に記載の1～3割負担となります。	
ご自宅に届く『介護保険負担割合証』に記載されています	

(1) 入所施設サービス費 (介護保険対象)

要介護区分	サービス費（1日あたり）		月額（30日）		1割負担の例	2割負担の例	3割負担の例
要介護1	759単位	7,696円	22,770単位	230,880円	23,088円	46,176円	69,264円
要介護2	855単位	8,669円	25,650単位	260,070円	26,007円	52,014円	78,021円
要介護3	1,064単位	10,788円	31,920単位	323,640円	32,364円	64,728円	97,092円
要介護4	1,154単位	11,701円	34,620単位	351,030円	35,103円	70,206円	105,309円
要介護5	1,234単位	12,512円	37,020単位	375,360円	37,536円	75,072円	112,608円

※1円以下は切り捨て

(A) 居住費、食費 負担額

所得区分	食費		居住費	
	(1日あたり)	月額 (30日)	(1日あたり)	月額 (30日)
第1段階	300円	9,000円	0円	0円
第2段階	390円	11,700円	430円	12,900円
第3段階 ①	650円	19,500円	430円	12,900円
第3段階 ②	1,360円	40,800円	430円	12,900円
第4段階	1,750円	52,500円	440円	13,200円

負担額 減額対象者区分	
第1段階	市町村民税 世帯非課税の老齢福祉年金受給者または生活保護者
第2段階	市町村民税 世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階 ①	市町村民税 世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第3段階 ②	市町村民税 世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が120万円超など
第4段階	上記以外の方

1ヶ月 (30日) あたりの利用料金の目安

(1) 入所施設サービス費 (介護保険対象) + (A) 食費、居住費 自己負担額

(月額)

【1割負担】	所得区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	32,088円	35,007円	41,364円	44,103円	46,536円
	第2段階	47,688円	50,607円	56,964円	59,703円	62,136円
	第3段階①	55,488円	58,407円	64,764円	67,503円	69,936円
	第3段階②	76,788円	79,707円	86,064円	88,803円	91,236円
	第4段階	88,788円	91,707円	98,064円	100,803円	103,236円

【2割負担】	所得区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	55,176円	61,014円	73,728円	79,206円	84,072円
	第2段階	70,776円	76,614円	89,328円	94,806円	99,672円
	第3段階①	78,576円	84,414円	97,128円	102,606円	107,472円
	第3段階②	99,876円	105,714円	118,428円	123,906円	128,772円
	第4段階	111,876円	117,714円	130,428円	135,906円	140,772円

【3割負担】	所得区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	78,264円	87,021円	106,092円	114,309円	121,608円
	第2段階	93,864円	102,621円	121,692円	129,909円	137,208円
	第3段階①	101,664円	110,421円	129,492円	137,709円	145,008円
	第3段階②	122,964円	131,721円	150,792円	159,009円	166,308円
	第4段階	134,964円	143,721円	162,792円	171,009円	178,308円

※上記の金額は目安となっております。

その他加算、特別診療費等は利用者様によって異なります。

(B) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

種 類 (内容)	利 用 料 金
食費 (食材費+調理費相当分)	※食費・居住費 参照
居住費 (室料+水光熱費相当)	※食費・居住費 参照
診断書料 (各種診断書)	1,100円～5,500円/枚
予防接種 (インフルエンザワクチン・肺炎球菌ワクチン) 等	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額
レンタル料 (テレビカードシステム)	583分視聴 1,000円
理美容 (理美容師の出張による理容サービス)	外部委託、別途料金表による
日用品費の実費	実費相当額
教養娯楽費 (レクリエーション、季節の行事やお誕生会など)	実費相当額
その他の費用	CSセット (外部委託契約によるタオル等の洗濯) ①タオルセット180円 (税抜) /日 ②衣類セット390円 (税抜) /日 オプションあり